

第3節 文化環境

1 文化財の保存

【現状と課題】

本市には、「絹本着色十六羅漢像」及び「多宝塔」が国指定の文化財として、また、「撞舞」が国選択の無形民俗文化財として登録されており、その他の貴重な文化財については、県又は市が指定しています。現在 23 の指定文化財等が存在します。

市内の文化財の場所や歴史などに関心を持ってもらうために、歴史民俗資料館では「龍ヶ崎の歴史と民俗」など定期的に企画展を実施しており、年間約 3 万人の方が入館しています。

また、市内の貴重な巨樹・巨木が寺院等で確認されており、龍ヶ崎市民環境会議^{*1}では「お宝の木」として広報紙で紹介しております。これらの文化財を保存するためには広く市民に公表し、保護意識を向上する必要があります。

【指定文化財一覧】

No	指定	名称（場所等）	種別	指定年月日
1	国	絹本着色十六羅漢像（県立歴史館寄託）	絵画	大正 6 年 4 月 5 日
2		多宝塔（来迎院）	建造物	平成 18 年 12 月 19 日
3	国選択	撞舞（根町）	無形民俗	平成 11 年 12 月 3 日
4	茨城県	鰐口（安楽寺）	工芸品	昭和 33 年 3 月 12 日
5		馴馬城跡	史跡	昭和 15 年 4 月 5 日
6		龍ヶ崎のシダレザクラ（般若院）	天然記念物	昭和 28 年 7 月 9 日
7		丸木舟（歴史民俗資料館）	考古資料	昭和 50 年 3 月 25 日
8		龍ヶ崎の撞舞（根町）	無形民俗	平成 22 年 11 月 18 日
9		龍ヶ崎市	金剛力士立像（桂昌寺）	彫刻
10	仙台領柱（歴史民俗資料館）		歴史資料	昭和 53 年 3 月 22 日
11	貝原塚おこど囃子		無形民俗	昭和 53 年 3 月 22 日
12	道標（馴柴小学校）		史跡	昭和 53 年 3 月 22 日
13	十一面観音像（慈眼院）		彫刻	昭和 54 年 3 月 22 日
14	蓼太句碑（医王院）		史跡	昭和 54 年 3 月 22 日
15	八坂神社本殿（上町）		建造物	昭和 54 年 3 月 22 日
16	板碑（金剛院）		考古資料	昭和 54 年 3 月 22 日
17	寒山竹（上町）		天然記念物	昭和 55 年 3 月 18 日
18	寒山竹（大塚町）		天然記念物	昭和 55 年 3 月 18 日
19	竹柏（大統寺）		天然記念物	昭和 56 年 3 月 30 日
20	櫻（八坂神社）		天然記念物	昭和 56 年 3 月 30 日
21	阿弥陀如来三尊像（阿弥陀寺）		彫刻	昭和 57 年 3 月 25 日
22	内行花文鏡（歴史民俗資料館）		歴史資料	平成 19 年 2 月 28 日
23	登録	旧小野瀬家住宅店舗（上町）	建造物	平成 16 年 2 月 17 日
24		旧小野瀬家住宅主屋（上町）	建造物	平成 16 年 2 月 17 日

^{*1} 龍ヶ崎市民環境会議：

5 つの専門部会（生活環境部会、水・大気環境部会、自然環境部会、文化環境部会、環境学習部会）で構成され、様々な環境保全活動を実施しています。

施策の方向性

地域のシンボルとして歴史的・文化的遺産を保存及び活用し、
それを継承することを目指します

【目標・目標値】

★文化財・社寺林などの貴重な遺産を保存します。

《重点施策》

①文化財・社寺林など文化環境の保存及び活用を推進します。

主体別取り組み事項

[市ができること]

- ◇指定文化財などを広く市民に公表します。
- ◇市民が文化財・社寺林などに接しやすい環境をつくれます。
- ◇文化財の保存に向け、分布状況や保存状況の調査に努めます。
- ◇ゆかりのある樹木を保存するための認定制度について検討します。

[事業者ができること]

- ◇市・地域の文化財を良く知り、保護に協力します。
- ◇地域の歴史的環境の保存活動を支援します。

[市民、滞在者ができること]

- ◇市・地域の文化財を良く知り、保護に協力します。
- ◇地域の歴史的環境の保存活動に積極的に参加します。

[市民団体ができること]

- ◇市・地域の文化財を良く知り、保護に協力します。
- ◇地域の歴史的環境の保存活動を支援します。

2 市街地・住宅地・集落及び公園・公共施設などへの配慮

【現状と課題】

市では誰もが利用しやすい都市公園の計画的な整備を図るため、総合運動公園の整備を進め、平成 22 年度には「たつのコスタジアム」が完成し、「たつこのアリーナ」、「たつこのフィールド」の 3 施設からなる総合運動公園の整備が終了しました。

また、公園の維持管理には多くの市民団体が里親として関わり、その活動が広がってきています。(H22. 3:53 団体)

これからもさらに公共施設などの緑化を促進し、安心して子どもたちが遊べる公園づくりや街路樹の推進・整備が望まれています。

施策の方向性

**市街地、住宅地、集落及び公園、公共施設などにおいて
うるおいのある緑地が保全・創造されることを目指します**

【目標・目標値】

★市街地及び市街地周辺の樹林地を保全し、地域のまちづくりと一体となった緑化を進めます。

★市域に「美しい水と緑」を概ね 4,500ha 確保します。

★市街地において、緑視率*125%以上の地点を増やすとともに、0%の場所をなくします。

指 標	2002 年度 (平成 14 年度)	2009 年度現在値 (平成 21 年度)	2016 年度目標値 (平成 28 年度)
市民一人あたりの都市公園整備 面積 (単位：㎡)	9.5	10.4	11.0
市街地及びその周辺地域内での 「美しい水と緑」の占める割合 (単位：%)	42.6	42.7	50.0

《重点施策》

- ①緑化行事を積極的に開催します。
- ②安心して子どもたちが遊べる公園の整備を推進します。
- ③幹線道路・生活道路などの地域特性を生かした緑化を進めます。
- ④生き物に配慮した公園管理を検討します。
- ⑤公共公益施設などの緑化により美しい景観の保全・創造を進めます。
- ⑥民間施設緑地の保全や利用推進、商業地、工業地の緑化などにより美しい景観の保全・創造を進めます。

*1 緑視率：

市街地における緑の量の比率を示す指標の一つ。1.5m の高さで 35mm カメラを用いて水平写真の中にある緑の割合。

主体別取り組み事項

[市ができること]

- ◇市，市民，市民団体が協働で進める，公共施設等の里親制度*1 を推進します。
- ◇公共施設の緑化を推進します。
- ◇緑化には郷土種，在来種を積極的に使います。
- ◇歩道の幅員が3.0m以上の主要な道路にあっては，街路樹などの緑化を図ります。

[事業者ができること]

- ◇緑化には郷土種，在来種を積極的に使います。
- ◇事業所の緑化に努めます。
- ◇店舗や看板などについて，周辺環境に配慮した色づかいに努めます。

[市民，滞在者ができること]

- ◇市，市民，市民団体が協働で進める，公共施設等の里親制度に参加します。
- ◇緑化には郷土種，在来種を積極的に使います。
- ◇ごみは自分で持ち帰るよう努めます。

[市民団体ができること]

- ◇市，市民，市民団体が協働で進める，公共施設等の里親制度に参加します。
- ◇緑化には郷土種，在来種を積極的に使います。
- ◇ごみは自分で持ち帰るよう努めます。

*1 里親制度：

公園や歩行者専用道路などを「我が子」に見たて，地域住民に「里親」として，施設管理や環境美化活動をしてもらう制度。